

## 福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針 パブリックコメントの結果

### 1. 意見募集期間

令和3年8月2日（月）～ 同年9月17日（金）

### 2. 意見提出数（通）

メール	郵送	合計
66	6	72

（分類）

1. 方針全体についての意見
2. 法令・基準についての意見
3. 処理方法についての意見
4. 資料についての意見
5. その他意見

※ 国民の皆様から提出いただいた意見（全文）は、個人情報削除の上、環境省ホームページ（下記 URL）において公表しております。

[http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives\\_fukushima/waste\\_disposal/pcb\\_policy.html](http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html)

※ 回答欄においては、以下のとおり、一部の法令等について略称を用いています。

- ・放射性物質汚染対処特措法：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）
- ・放射性物質汚染対処特措法の基本方針：基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）
- ・放射線管理区域からの物品の持ち出し基準：「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」（昭和 35 年総理府令第 56 号）などで用いられている放射性物質の汚染の有無を判断する基準
- ・PCB 特措法：「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）
- ・廃棄物処理法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）

※ 国民の皆様のご意見を踏まえて、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針の資料を修正しています。回答欄のスライド番号は、修正後の資料のスライド番号となっています。

	主な意見の概要	意見の理由	回答	件数
	<b>1. 方針全体についての意見</b>			
1-1	処理方針に反対、中止・撤回を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会での説明に納得がいない。</li> <li>・多くの国民は、国と関連業界には不信感はあるが、信頼は抱いていない。</li> <li>・放射能によって、将来にわたって室蘭の地域住民がリスクに晒されるのでは。</li> <li>・室蘭に若い人が減り、人口減に拍車がかかる。</li> <li>・PCB 処理については、室蘭の JESCO 北海道事業所が引き受けることになっているが、放射性物質を受け入れることにはなっていない。</li> </ul>	<p>○今回お示した処理方針は、処理対象の高濃度 PCB 廃棄物の表面汚染密度の全量検査をし、放射性物質による影響がない廃棄物に限って処理をするものであり、地域住民の方々に放射性物質による影響を与えることはございません。この処理方針に従って、環境省として責任を持って処理を進めていきたいと考えています。</p> <p>○引き続き住民説明会での説明等を通じて、御理解が得られるように努めてまいります。</p>	47
1-2	処理方針に賛同する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB はその処理期限までに日本のどこかで実施する必要があり、室蘭市にはその設備と技術がある。</li> <li>・JESCO 北海道事業所では、PCB 特措法及び PCB 処理基本計画に基づき、これまでも福島県を含む東北地方の高濃度 PCB 廃棄物を受け入れてきている。</li> <li>・放射性物質による影響がないことが確認できた機器に限るため、周囲への影響はないと考える。</li> <li>・福島復興に資する仕事は出来る限り引き受けるべきである。</li> </ul>	○今回お示した処理方針に従い、放射性物質による影響がないことを確認し、処理を進めていきたいと考えています。	2
1-3	厳しすぎる放射性物質に関する規制をクリアしている PCB 廃棄物の処理はどんどん進めてほしい。	・現状の放射性規制レベルは厳しすぎる。PCB の方が放射線より危険。	<p>○放射性物質汚染対処特措法の基本方針や処理基準に従うとともに、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準を準用して表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup> 以下であることを確認いたします。</p> <p>○また、廃棄物処理法に基づく高濃度 PCB 廃棄物の処理基準を遵守し、高濃度 PCB 廃棄物を安全に処理してまいります。</p>	1

1-4	室蘭市が対策地域内の PCB 廃棄物を受け入れても福島復興にはならない。	・室蘭に持ってくる PCB 廃棄物の量は、トラック 2 台分程度、処理にかかる日数は 1,2 日とのことで、その量を運ぶことがなぜ福島の復興になるのか。	○福島の復興を実現するには、福島県内の仮置場に保管されている全ての対策地域内廃棄物を処理し、その仮置場の原状回復をして地権者にお返しする必要があります。対策地域内廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物は、未だに処理が開始できておりません。 ○JESCO 北海道事業所において福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理を受け入れていただくことで、仮置場を地権者にお返しし、農地等の本来の用途にその土地を利用いただくことで、福島の復興を進めることが可能となります。	3
1-5	福島県内に PCB 処理施設を設置してほしいが、地理的に近い室蘭で処理せざるを得ないと思う。	・法律で施設場所が室蘭と北九州で定められている。	○現在、高濃度 PCB 廃棄物の処理については、高度な化学処理方式による処理施設を有する JESCO の事業所以外で処理を行うことはできません。 ○福島県内の高濃度 PCB 廃棄物については、PCB 特措法に基づき策定された PCB 廃棄物処理基本計画において、JESCO 北海道事業所で処理していくこととされており、これに基づき、放射性物質による影響がないことが確認できた廃棄物の処理を行ってまいります。	1
1-6	地方で処理するのではなく、東京で処理すべきである。	・原子力発電が立地していない東京は空気が汚れず風評被害とも無縁だったため。		1
1-7	東京電力のものなので東京の処分場で処分すべき。			1
1-8	PCB を生み出した方々に自分たちの近くで処理してほしい。	・PCB は環境に悪影響を与え、「カネミ油症事件」でも知られたとおり健康被害もある。その上に危険な「放射能」が一緒になると、生き物や環境に危険なものの搬入を認めることはできない。		1
1-9	福島で処理すべきであり、持ち出すことへ疑問がある。	・北海道への相談の働きかけ段階から曖昧で、道民や室蘭市近隣市町村への配慮をおろそかにしている。		1
1-10	運搬費をかけて北海道に持ってこなくてもよい。	・これ以上北海道に本州のゴミを持ち込まないでほしい。		3
1-11	東京電力の敷地内で、PCB を処理する際に、一緒に処理することを計画してほしい。	・トラック 2 台分という量をなぜ遠い北海道まで運び込む必要があるのか。 ・室蘭に搬入するのにかかるお金は税金であり、その税金を東京電力の PCB 処理に補填する形で使うことを求める。	○環境省としては、全ての対策地域内廃棄物の処理を進め、福島の復興を進めていく必要があります。いち早く福島の復興を進めていくため、PCB 廃棄物処理基本計画に基づく全国の処理体制の中で、処理を進めていきたいと考えています。	3
1-12	国は室蘭市に何らかのインセンティブや補償を与えるべきである。	・他のどの地域も受け入れたがらないことを室蘭市で受け入れるため。	○環境省としては、これまでも、室蘭市と連携をして環境保全の観点から地域振興策を推進してきており、引き続き適切に対応してまいります。	2

1-13	万が一この「計画」の実行の過程でなんらかの事故が生じたり、放射能の影響が時間を経て生じた場合についてはその責任、補償を含めた対策を講じることが「計画」の中に明示されていない。	・放射能の影響は長い年月を経て表面化し、放射性物質が低レベルだから「確定的に絶対安全だとは言えない」ことは「チェルノブイリ」をはじめとする今日までの世界的な経験で明らか。	○今回お示した処理方針に従い処理を進めた結果、事故その他の不測の事態が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるなど、環境省として責任を持って対応します。また、その旨を資料に記載します。	1
1-14	処理方針は平成 17 年 11 月 7 日に交わされた「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」を違反している。	・協定書には放射性物質の付着した物の処理は想定されていない。	○「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」は、平成 17 年 11 月 7 日に、北海道、室蘭市、JESCO の間で締結されたものであり、環境省としてその運用についてコメントすることは差し控えさせていただきますが、本協定書を尊重し、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の安全な処理を進めてまいります。 ○また、北海道及び室蘭市が設置する「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」や、住民説明会の機会を通じて、地域住民の皆様の御理解が得られるように努めてまいります。	1
1-15	市民参加型の検討委員会を作り時間をかけて話し合うべきである。	・協定書第 25 条（協議）における「問題」として、新たな協議の場を設けるべきである。		1
1-16	室蘭市と環境省が裏取引をしながらことを進めているとしか思えない。	・放射エネルギーが少ないとか安全安心な手立てを講じるとかの説明を繰り返すが、本質的な疑問や疑念に真っ向から向き合わず、市長は説明を拒み、環境省は秘密裏に進める数々の「汚染度処理」を全国各地に拡散させようと企てている。 ・”どこかで引き受けねばならない声”など、理解の少ない国民を相手に原発処理の無策を全国展開させようと画策していることに憤りを感じている。	○環境省としては、これまでも、北海道及び室蘭市が設置する「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」や、住民説明会等の機会を通じて、処理の考え方を説明してまいりました。引き続き、地域住民の皆様の御理解が得られるように努めてまいります。	1
1-17	「西胆振定住自立圏（広域連合）構想」に反する。	・室蘭市を囲む 3 市 3 町（登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）は道内でも有数の観光産業地であり、そこに放射能核ごみ付き PCB を導入することは室蘭市のみを説明対象にしているが周辺地への風評被害に留まらずこれからの観光産業への大きな阻害要因になる。	○今回お示した処理方針においては、環境省として責任を持って処理対象の高濃度 PCB 廃棄物の表面汚染密度の全量検査をし、放射性物質による影響がない廃棄物に限って処理をすることとしています。 ○引き続きその処理の考え方を説明していくとともに、処理の過程において JESCO 北海道事業所の敷地境界等の空間線量率を測定し、その結果を公表するなど、必要な情報を公開し、風評被害の防止に努めてまいります。	1

1-18	北海道・福島県だけでなく、国民・市民の意見を聞いて計画を立て直してほしい。	・一方的に計画を押し付けられることに納得できない。	○北海道や福島県の方に限らず、広く国民の皆様から御意見をいただくために、この度、パブリックコメントを行いました。この度いただいた御意見を踏まえて、必要な資料の修正等を行い、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の安全な処理を進めていきたいと考えています。	2
1-19	次回の住民説明会においては、機構や環境省だけでなく、環境大臣も出席して説明してほしい。	・担当者だけでは理解を得るのは難しいと思う。	○本件については、適時、環境大臣にも報告・相談をし、指示を受けて対応しているところであり、引き続き環境省全体で責任を持って対応してまいります。	1
<b>2. 法令・基準についての意見</b>				
2-1	福島県の廃棄物を室蘭市へ持ち込む法的根拠がない。	・原発事故で避難区域になった場所から持ち出しても、福島の復興にはならない。 ・室蘭市にメリットがない。 ・放射性廃棄物は出した場所で責任を持って管理すべき。	○福島県内の高濃度 PCB 廃棄物については、PCB 特措法に基づき策定された PCB 廃棄物処理基本計画において、JESCO 北海道事業所で処理していくこととされています。 ○東京電力福島第一原子力発電所の事故後、放射性物質汚染対処特措法が制定され、同法第 11 条に基づき汚染廃棄物対策地域が指定され、同地域内に存在する高濃度 PCB 廃棄物は、同法第 13 条に基づく対策地域内廃棄物になりました。	4
2-2	「PCB 特措法」に基づいて処理することだが、なぜ「放射性物質汚染対策特措法」を使わないのか。 「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから対処法を考えるべき。	・PCB 特措法は放射性物質に関するものを想定していない。 ・PCB 廃棄物処理とはいっても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できない。	○同法第 7 条に基づく基本方針では、「現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要である。」とされており、この基本方針を踏まえて、放射性物質による影響がない福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理を、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、JESCO 北海道事業所で処理することとしてい	7
2-3	原子炉等規制法に基づいたクリアランス基準に当てはめて処分すべき。	・室蘭は原発事故由来の放射性物質が存在しない地域である。そこに持ち込むのであれば、それは原子炉等規制法が適用されるべきであって、そこに福島特措法を使うことはできない。		1
2-4	環境省が示した「4Bq/cm <sup>3</sup> 」の根拠を示してほしい。			1

2-5	<p>管理区域からの持ち出し基準である「4Bq/cm<sup>3</sup>」ではなく、放射性物質の廃棄基準である「クリアランス基準」を用いて処分すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち出し基準は再び管理区域へ戻すことが前提で使われる基準であり、廃棄処分には使えない。</li> <li>・福島から室蘭に放射能汚染された機器を移動したとしても、その処分を認める法律にはなっていない。</li> </ul>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対策地域内廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法第20条に基づく特定廃棄物の処理の基準に従って処理される廃棄物であり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)や、「放射性同位元素等の規制に関する法律」(昭和32年法律第167号)が適用されるものではございません。</li> <li>○特定廃棄物の処理の基準のうち、特定廃棄物収集運搬基準(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成23年環境省令第33号)第23条)では、「特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。」とされており、環境省としては、この基準を遵守することはもちろんのこと、トラック周囲の空間線量率とその周辺空間線量率が変わらないことを確認することとしています。</li> <li>○これに加えて、室蘭市民の安全・安心を確保するため、我が国の法令(「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」(昭和35年総理府令第56号)など)で用いられている放射性物質の汚染の有無を判断する基準として、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準を準用(※)し、「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>」以下である高濃度PCB廃棄物に限って搬出することとしています。(※対策地域内廃棄物には、当該法令が適用されるわけではありませんが、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準を満たしていることを自主的に確認します。)</li> <li>○これらの点について、改めて資料に記載しました。</li> </ul>	7
-----	-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

2-6	今回の処理対象物に、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB が含まれない理由。	・本来であれば JESCO 北海道 PCB 処理事業者で処理すべきものではないか。	○放射性物質汚染対処特措法第9条において、事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理は、東京電力が行うものとされており、同社において責任を持って対応いただくものと考えています。	1
2-7	「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の主旨から、関係自治体に環境大臣から正式に「要請」すべき事案と考える。	・「要請」があつて、自治体も、そこに住む住民も示された「計画」について検討に入るのが筋道と考える。	○環境省としては、北海道及び室蘭市に対して、この度の処理方針について説明をしている段階であり、引き続き説明をしていくことで御理解をいただくことが重要であると考えています。	1
2-8	持ち出し基準以下のものを選んで室蘭に運ぶと述べているが、これは環境省が「自主的にそのような措置をとる」と述べているだけで、法的に保障されたものではなく、法的に保障のないものを受け入れることは出来ない。計画を撤回し、上限保証が明記されるようにしてほしい。	・「放射性物質汚染対処特措法」が持つ処理基準は8000Bq/kg 以下のものであり、同法が適用される限り室蘭に8000Bq/kg が持ち込まれても不法とは言えない。	○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物について、「表面汚染密度 4Bq/cm <sup>2</sup> 」以下であることを確認する検査は、法的に求められているものではなく、自主的に行うものになりますが、環境省としては、その検査結果を公表することで、地域住民の皆様の御理解が得られるよう努めてまいります。	1
2-9	今回の提案は撤回し、住民との話し合いが安心して出来るような提案にしてほしい。そのための法的な処置、あるいは公的な配慮が必要。「放射性物質汚染対処特措法」の見直しを求める。提案されている処理計画の議論は見直し後にするよう、今回の提案は撤回してほしい。	・「放射性物質汚染対処特措法」は福島原発の事故により大量の放射性物質が福島県並びに近隣県に飛散したために、当時の廃掃法では対処できない（クリアランス制度では処理が難しい）ということで緊急時避難的に作られた法律である。福島の放射性物質を取り扱う時には処理基準が8000Bq/kg で、福島に関係がない場合は100Bq/kg となり、この不正常的な状態が2011年以来続いている。現行法で対応できない事態が起きた場合、緊急避難的に特措法、あるいは時限立法を作つて対処することは理解する。時限立法と特措法は似た性格を持つものですが、特措法の場合はその法律を廃止するか見直しするかしなければ法律内容は何時までも続く。	○御意見として承ります。	1
2-10	「汚染対処特措法」における8000ベクレルという基準の見直し。	・国は、従来ゴミ扱いてきるクリアランスレベルは100ベクレルだったものを、「汚染対処特措法」		2

		により、8000 ベクレルまではゴミ扱いができることに改悪した。この基準にさえ強い反対があったのに福島の「事故由来廃棄物」に基準を上げたことは二つの基準が出来たことになり矛盾が生じた。		
2-11	総量規制がない。	・総量規制もないのに「4Bq/cm <sup>3</sup> 以下で影響はない」という説明はやめるべき。	○「表面汚染密度 4Bq/cm <sup>2</sup> 」以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されているものと考えています。 ○また、環境省は、これまで、対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物 317 台（コンデンサー 28 台、安定器等 289 台）の表面汚染密度を測定しました。その結果、測定対象機器の表面汚染密度の平均値は 0.26Bq/cm <sup>2</sup> 、バックグラウンドの表面汚染密度の平均値は 0.22Bq/cm <sup>2</sup> で、ほぼ同等の値を示していることが確認されました。	5
<b>3. 処理方法についての意見</b>				
3-1	放射性物質に汚染されたものは、非汚染地域に持ち出さずにその場で保管すべき。 放射性物質は拡散させないことが原則である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故後 10 年しか経っていない中、対策地以外で搬出するべきではない。事故由来の放射性物質は、国及び東電の管理下にき、移動させずに半減期を待つべき。</li> <li>・原発事故由来の放射性物質の付着した廃棄物を室蘭市に持ち込むことによって、放射能汚染された地域がさらに広がる。</li> <li>・今回の対象物は、原発事故によって原子炉から直接降ってきたものが付着しているもので、濃縮ウランやプルトニウムといったとても危険な核種も含まれている可能性がある。</li> <li>・放射性物質の人の健康への影響は数世代先にも及ぼす。</li> <li>・原発事故後 10 年しか経っていない中、対策地以外へ搬出するべきではない。</li> <li>・放射性物質は長い期間において半減期を待つべきであり、国の管理できるところに置く必要がある。</li> </ul>	○放射性物質汚染対処特措法においては、同法第 20 条の特定廃棄物の処理の基準に従い、対策地域内廃棄物を運搬し、処分をすることが可能とされています。対策地域内廃棄物の運搬及び処分に当たっては、当該基準に従い、廃棄物の飛散・流出の防止対策や、空間線量率等のモニタリングを行うことにより、放射性物質を環境中に拡散させることのないよう対応してまいります。	19



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動によって、放射能を撒き散らし、処理の過程で、処理炉を汚染し、空気、地下水、海洋、土壌などの環境を汚染する</li> <li>・原発由来の廃棄物を今現在、そのような放射性廃棄物のない環境に拡散することは、放射性物質の管理を困難にさせ、それらが環境中で自由に振る舞うことを意味する。</li> </ul>		
3-2	放射性物質の半減期を待ってから、処理を考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半減期を待ってからその時に安全な対処法を考えるべき。</li> <li>・事故後 10 年しか経っておらず、事故由来の危険な核種は半減期には程遠い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup>」以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されているものと考えています。</li> <li>○また、環境省は、これまで、対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物 317 台（コンデンサー 28 台、安定器等 289 台）の表面汚染密度を測定しました。その結果、測定対象機器の表面汚染密度の平均値は 0.26Bq/cm<sup>2</sup>、バックグラウンドの表面汚染密度の平均値は 0.22Bq/cm<sup>2</sup>で、ほぼ同等の値を示していることが確認されました。</li> <li>○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、安全性を確保した上で、JESCO 北海道事業所における事業の時期を考慮して処理を進めることが重要と考えています。</li> </ul>	5
3-3	搬入予定のもの形状や品番などすべてを明らかにして発表してほしい。		○環境省において、これまで対策地域内の PCB 含有機器 317 台（コンデンサー 28 台、安定器 289 台）の表面汚染密度を測定しています。その 317 台の表面汚染密度の測定結果等の一覧は、別紙 1 のとおりです。	1
3-4	保管場所の位置情報などを、保管容器ごとの履歴情報をデータベース化して示すべき。	・保管場所が高度に汚染されている可能性が否定できない。	○環境省としては、引き続き全ての機器の表面汚染密度を測定していくこととしており、適時適切にその結果を公開していきたいと考えています。	1
3-5	対象地域の PCB 廃棄物の掘り起こしについて、掘り起こしと発見された PCB 廃棄物の責任の範囲を明確にしておくべき。	・PCB 処理期限後に発見された高濃度 PCB 含有機器や、震災で流出したと思われる高濃度 PCB による汚染土壌の処分責任に疑問がある。	○福島県対策地域内において、掘り起こし調査及びその結果発見された高濃度 PCB 廃棄物の処理については、環境省が責任を有しております。	1

3-6	今回処理対象物は、保管数量はコンデンサー：30 台、安定器・PCB 汚染物等計 1,261 台ということであるが、今後、掘り起こし調査などで、どの程度保管数量が増加する可能性があるのか。		○今後の掘り起こし調査により、保管数量が増加する可能性があります。例えば数量が倍以上になるなど、大幅な増加は見込まれておりません。	1
3-7	PCB 廃棄物の置き場所の空間線量が 100 マイクロシーベルト時と北海道の空間線量、0.05～0.1 マイクロシーベルト時と比較して桁違いに大きい。フェリー積載前に再度測定すべきであり、基準を定めて満たさなければ送り返すことも検討すべき。計測方法も、例えば「例えばトラックより 1 メートル離れて全ての外周で XX マイクロシーベルト時以下」のように規定すべき。		○放射性物質汚染対処特措法施行規則第 23 条では、「特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。」とされており、環境省としては、この基準を遵守することはもちろんのこと、室蘭港到着後においては、トラック周囲の空間線量率と室蘭港内の周辺の空間線量率が変わらないことを確認する予定です。	1
3-8	計測値の公表方法が規定されていない。	・オンラインでの公表方法を定めるべき。	○運搬時におけるトラック周囲の空間線量率や、処理時における JESCO 北海道事業所での空間線量率の測定結果等については、環境省ホームページ（下記 URL）において公表する予定です。 <a href="http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html">http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html</a>	1
3-9	セシウム 134・137 以外の核種や総量についても調査すべきである。	・プルトニウムなどの $\alpha$ 線を発する各種の測定もすべきである。 $\alpha$ 線を発する核種の持ち出し基準は「0.4Bq/cm <sup>2</sup> 」であり、10 倍厳しい基準を適用することになる。 ・クリアランス基準では 30 核種について調べることになっている。 ・付着した放射性物質は遊離するため管理ができない。これを扱う際は内部被ばくも考慮すべきであり、その影響は核種によって異なるため、核種の判定が必要。	○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物のうち、特異的に表面汚染密度が高い側面を削り取った粉末を対象に、ZnS (Ag) シンチレーション検出器による全 $\alpha$ 線の測定を行ったところ、「検出されない（検出下限値 0.15Bq/g）」という結果が得られました。 ○東京電力福島第一原子力発電所の事故時に放出された可能性のある放射性物質としては、セシウム 134、セシウム 137 以外にも、ヨウ素 131、ストロンチウム 90、プルトニウムなどがあります。しかし、半減期が短い核種は、現在ではほとんど存在しないほか、	6

3-10	核質の全容が特定されておらず、付着の状態・様態も判明しておらず管理がされていない。	・放射性物質を移動する上での基本的な要件を欠いている。	平成 23 年に文部科学省が行った調査結果（※）では、「今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム 134、セシウム 137 の沈着量に着目していくことが適切である」とされていることから、放射性物質汚染対処特措法においては、セシウム 134 及びセシウム 137 による汚染の状況について調査等を行うこととしています。（※出典：文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について（平成 23 年 9 月 30 日））	1
3-11	放射線量の測定について、放射線の知識と制度管理の経験を有するものを配置することを義務付けるべき。	・知識、経験を持たない業者だと測定の妥当性が保てない。	○空間線量率の測定等の業務は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号）に基づく放射線取扱主任者による指導の下、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）」及び「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づく特別の教育を修了した者が実施します。	1
3-12	「放射性物質による影響が無いと確認」する手段として「(拭き取り等を行った上で)4Bq/cm <sup>2</sup> 以下であることを確かめる」という点に関し、基準自体は法的には妥当としても、「表面を測るだけでは不十分な形状をした対象物は無いのか」という点が不明。	・「汚染が表面のみにとどまっていること」の担保が必要。 ・「変圧器」、「コンデンサー」、「安定器」までは、表面が滑らかな容器や被覆材でカバーされた機器や部品が思い浮かび、また、写真でいくつか示されているが、最後に併記されている「PCB 汚染物等」とは具体的にどのような形状のものか、詳しい説明も画像も、資料内には示されていない。また、今後の掘り起こし作業により増える可能性もあるとされている。	○現時点では、表面汚染密度を測定することが困難な形状をした高濃度 PCB 廃棄物は確認されておりません。なお、PCB 汚染物等とは、PCB 油を拭き取ったウエスなどをドラム缶に封入したものであり、これについては、ドラム缶の表面汚染密度を測定することとしております。	1
3-13	対象機器の表面汚染密度の測定方法が GM サーベイメーターによるものであり、放射性物質の全体を把握する方法ではなく、放射性物質の全体量が分からない。	・「全量検査」というが、真の全量検査に該当しないことになり、計画の信頼の基礎を欠く。	○GM サーベイメータを用いた表面汚染密度の全量検査は、JESCO 北海道事業所において処理をする対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の全ての機器を対象に検査を行います。	1

3-14	PCB 廃棄物については「放射性物質による影響がないことが確認できたもの」と説明がありますが、人間の健康に「影響」がないとの説明がされていない。		<p>○スライド 34 のとおり、今回搬入を行うことを考えている高濃度 PCB 廃棄物による被ばく線量について、最も被ばくをしやすい作業員に対して過大な評価を行った場合であっても、年間 0.03mSv と推定されます。周辺住民については、JESCO 北海道事業所から離れた位置に住宅があること、放射線は倉庫の壁などにより遮蔽されることから、影響が極めて小さくなり、健康への影響はございません。</p>	1
3-15	PCB 廃棄物について、福島からの搬出時・室蘭への搬入時に放射線量を測定するとのことだが、その際に基準値を超えたらどうするのか。		<p>○福島県内の仮置場からの搬出時及び室蘭港到着時において、トラック周囲の空間線量率を測定し、それぞれのバックグラウンドと概ね同程度であることを確認します。その際、「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月環境省）」に従い、「バックグラウンド測定値の平均値＋バックグラウンド測定値の標準偏差の 3 倍以内」を基準として比較をすることで評価を行うこととなります。ただし、空間線量率は天候や地面の状態等により変動するので、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。</p> <p>○評価の結果、トラックに積んだ高濃度 PCB 廃棄物が原因であるとされた場合には、福島県内の仮置場であれば荷下ろしをし、室蘭港であればフェリーにより引き返す等により、原因究明や必要な対応を行うこととします。</p>	1
3-16	室蘭地区の空間線量率について、比較する線量は数 km 以上離れた遠隔地でのモニタリングした並行計測値を用いるべき。計測は受け入れてから排出するまで常時継続するべき。	<p>・連続計測すると一時的に数倍ハネ上がり 1 日程度継続することがしばしばあり、処理時にこれが起きると、異常値と誤認される恐れがあるため。</p>	<p>○JESCO 北海道事業所における処理中・保管中においては、1 日 3 回、11 箇所の定点において、作業員がシンチレーション式サーベイメータで空間線量率の測定を行うこととしており、これにより、空間線量率の変化は速やかに把握できるものと考えています。</p> <p>○その際、「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月環境省）」に従い、「バックグラウンドとおおむね同程度であること」、すなわち、「バックグラウンド測定値の平均値＋バックグラウンド測定値の標準偏差の 3 倍以内」をベースとして測定結果の管理を行います。ただし、空間線量率は天候や地面の状態等に</p>	1

			より変動するので、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。	
3-17	JESCO の処理計画について、本件によって全体の処理計画、廃棄物受け入れ計画がどのように変わるのか明らかにすべき。	・民間排出事業者は予算のやりくりには困るのでは。	○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、現時点(令和3年9月末時点)において、コンデンサーで31台、安定器・PCB 汚染物等で1,261台です。この量は、JESCO 北海道事業所の当初施設の2日分、増設施設の1日分の処理量に相当します。このため、今回の処理方針により、JESCO 北海道事業所における高濃度 PCB 廃棄物の処理計画に大きな影響を与えることはございません。	1
3-18	廃棄物の表面を洗った場合、その排水はどこに流れていくのか。排水が施設の外に出ないということなら、その施設を公開すべき。	・室蘭市の下水道を使うとしたら、室蘭市は核汚染物質を処分できるかどうか説明が必要。	○JESCO 北海道事業所においては、高濃度 PCB 廃棄物を水により洗浄し、下水道や公共用水域に排水することはございません。	1
3-19	付着している放射性物質は完全に除去できないのか。	・完全に除去できれば問題を解決の方向に向かうと思う。	○環境省としては、高濃度 PCB 廃棄物について、「表面汚染密度 4Bq/cm <sup>2</sup> 」以下であれば、放射性物質による影響がないものと考えています。 ○しかしながら、住民の皆様の不安にお応えするため、可能な限り、高濃度 PCB 廃棄物の除染を行います。具体的には、全ての機器の拭き取りを行った上で、表面汚染密度を測定可能な全ての面を測定するとともに、特異的に表面汚染密度が高い側面については、作業の安全確保を前提とした可能な範囲で、削り取りを行うこととします。また、その旨を資料に記載します。	1
3-20	廃棄物の錆を落とす作業を担う作業員の内部被ばくについての記述がない。	・表面汚染密度の数値を下げるために、錆など廃棄物の表面を削ったりこすったりすること。作業員が錆の欠片や粉を吸い込まないか心配。	○高濃度 PCB 廃棄物の削り取りの作業は、福島県内の仮置場において、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日厚生労働省）」を参考にしつつ、マスク・手袋・防護服を適切に着用し、内部被ばくを低減する対策を行った上で実施します。	1

3-21	内部被ばくの危険性についての考察が甘い。	・時間をかけて、測定方法などを研究する必要がある。また、低線量被ばくによる被害は、何年も後にでるのであり、長期にわたる調査が必要	○放射性物質が浮遊し、周辺住民が内部被ばくをすることがないように、トラックによる運搬時においては、高濃度 PCB 廃棄物を専用の容器に封入し、飛散・流出防止対策を徹底します。また、JESCO 北海道事業所に搬入後は、速やかに建屋内に保管し、処理を行います。また、その旨を資料に記載します。	1
3-22	空気汚染や体内摂取、皮膚汚染、汚染拡大についての記載も必要。	・原子力研究開発機構による原子力百科事典 ATOMICA の表面汚染モニタリング (09-04-06-04) には「遊離性汚染は、舞い上がって空気汚染の原因となり、体内へ摂取される恐れがある。また、皮膚汚染の原因となる可能性もある。さらに、遊離、移行しやすいため、汚染拡大の原因となる」とある。		1
3-23	処理対象物は、放射性物質による影響がないこと (=表面汚染密度 4 Bq/?以下であること) が確認できた機器といいながら、環境省が引き取り、環境省の責任で処理するというのは矛盾している。		○処理後物は、安全確保の観点から支障があるものではございません。一方で、法令上、処理後物も対策地域内廃棄物として扱われるため、JESCO ではなく、環境省がその処理を行う責任を有します。 ○福島県内の仮置場には、多くの対策地域内廃棄物が保管されており、廃棄物の種類ごとに入札等の手続を経て処理を行っています。この度の処理後物の量は多くなく、単独で入札等の手続を経て処理を行うことは難しいことから、他の対策地域内廃棄物と併せて処理を行うことが効率的であると考えています。	1
3-24	プラズマ溶融炉からは、溶融メタルや炉底メタルは発生しないのか。		○プラズマ溶融分解炉から排出されるメタルについては、スラグと一体として排出されます。	1
3-25	処理後の残渣は「環境省が引き取り、環境省の責任で処理します」としているが、室蘭の廃棄物処理工場の設計・施行は福島原子力発電所の事故以前のものであり、計画の実施の安全性が確認できていない。		○今回の処理方針により処理をする福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、全て「表面汚染密度 4Bq/cm <sup>2</sup> 」以下であることを確認することとしており、放射性物質による影響がなく、通常の高濃度 PCB 廃棄物として扱って問題がないものを処理します。 ○このため、JESCO 北海道事業所において安全に処理	1

3-26	処理過程における炉の汚染、環境に放出された放射性物質についてはどうやって管理するのか。	・放射性物質に汚染された高濃度 PCB 廃棄物処理の工程で、事故由来放射性物質を拡散させる可能性があり、その要素がどれだけ存するのかを確認されておらず、説明もされていない。これから検証する必要がある。	が可能ですが、処理時には、敷地境界や施設内等で、空間線量率及び排気中（プラズマ溶融分解炉の排気系統を含む。）の放射能濃度の測定を行い、安全性を確認してまいります。 ○なお、JESCO 北海道事業所のプラズマ溶融分解炉には、高性能のバグフィルターが2段設置されており、万が一多量の放射性セシウムが含まれている場合であっても十分に捕集する能力を有していることを専門家により確認いただいております。処理時に捕集をしたばいじん（溶融飛灰）については、測定可能な量が捕集できた場合には、放射性セシウムの濃度を測定したいと考えています。	3
3-27	空間線量率の測定など、事業所内、敷地境界等の測定で確実に変化をみて欲しい。また、排気中の放射能濃度については測定箇所が 11 か所あるが、プラズマ溶融炉の排気系統も確実に実施して欲しい。また、溶融飛灰の放射性セシウム濃度の測定は可能か？			1
<b>4. 資料についての意見</b>				
4-1	【意見募集要領について】 「福島県の復興」の意味が不明で「実施する方針」とどうつながるのかわからないため、「福島県の復興を推進する観点から」は削除してほしい。	・福島県の「復興」とは何か。PCB を北海道で処理することが福島県の「復興」になるのか。	○福島県の復興を実現するには、福島県内の仮置場に保管されている全ての対策地域内廃棄物を処理し、その仮置場の原状回復をして地権者にお返すする必要があります。対策地域内廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物は、未だに処理が開始できておりません。 ○JESCO 北海道事業所において福島県対策地域内の PCB 廃棄物の処理を受け入れていただくことで、仮置場を地権者にお返しし、農地等の本来の用途にその土地を利用いただくことで、福島の復興を進めることが可能となります。	1
4-2	【スライド2について】 室蘭に持ち込むことが予定されている高濃度 PCB 廃棄物が「放射性物質汚染対処特措法」の下で処理されていることが明示的に書かれておらず、現行の「PCB 特措法」で処理されると書かれている。 原子炉等規制法の適用がないことの説明もない。	・廃掃法の特別法である「PCB 廃棄物特措法」で従来どおり処理されるものだと考えており、説明が理解できず、クリアランス制度との矛盾があると認識した。	○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき処理されるものであり、また、原子炉等規制法や放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けません。その旨を資料に記載します。	1

4-3	<p>【スライド4について】 「放射性物質による影響がないことが確認でき」る見込みはないため「JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理を実施する方針」は撤回してほしい。</p>	<p>・スライド4において、「放射性物質による影響がないこと」は「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>以下であること」とイコールになっており、またスライド21によれば「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されている物品として、法令上規制を受けるものではない」とある。 ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則では、第15条で「超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないものとする」とされているが、「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>以下なら安全としているのか。</p>	<p>○我が国の法令（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則、労働安全衛生法の電離放射線障害防止規則など）では、「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>」以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されている物品として、放射線管理区域からの持ち出しが可能とされています。 ○福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物については、「表面汚染密度4Bq/cm<sup>2</sup>」以下であることを確認するほか、放射性物質汚染対処特措法の基本方針や特定廃棄物の処理の基準に従って処理をすることで、周辺住民に放射性物質による影響を与えることなく安全に処理が可能です。</p>	1
4-4	<p>【スライド17について】 繰り返して指摘するが、空間線量率の測定だけでは極めて不十分であるので、「周辺住民に影響を及ぼさないこと」の具体的な根拠を示されたい。</p>			1
4-5	<p>【スライド4について】 「JESCO 高濃度PCB処理施設（北海道事業所）で処理を行うものは、対策地域内の高濃度PCB廃棄物のうち、放射性物質による影響がないことが確認できたものです。」とあるが、放射性物質による影響がないことの担保（確認手段）とその具体的な測定方法についての詳細な記載がない。</p>		<p>○搬出前の汚染の有無の検査については、スライド14に記載しております。</p>	1
4-6	<p>【スライド4について】 PCB処理の対象機器の種類とその個々の機器の性状等の特徴が明確ではない。</p>		<p>○福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の種類や性状については、スライド13に写真とともに記載しております。</p>	1
4-7	<p>【スライド4について】 表面汚染密度の測定だけでは放射性物質がないことを100%担保でき</p>		<p>○環境省としては、搬出前の表面汚染密度の測定だけでなく、運搬時におけるトラック周囲の空間線量率の測定、保管・処理時におけるJESCO北海道事業所</p>	1



	ない。		内での空間線量率及び排気中の放射能濃度の測定等を通じて、周辺住民に放射性物質による影響を与えることがないことを、しっかりと確認してまいります。	1
4-8	【スライド6について】 それぞれの段階での空間線量率の測定のみでは、放射性物質の含有が100%ないことの保証と担保はない。			
4-9	【スライド6について】 搬出前、運搬時、処理時、処理後の保管・搬出の各段階におけるモニタリングの徹底に関する保証がない。		○今回の処理方針にお示しした安全対策については、環境省として責任を持って実施するとともに、空間線量率等のモニタリングの結果は、環境省のホームページにおいて公開します。	1
4-10	【スライド6について】 処理時の排気中の放射能濃度を測定するとあるが、どの程度の期間において連続測定を行うのか否かが明確でない。		○スライド 21 において、排気中の放射能濃度については、「建屋排出口（11 箇所）において処理期間中は1日1回測定」することを記載します。	1
4-11	【スライド6について】 処理後物の引き取り保管管理を環境省が行うとあるが、既存の指定廃棄物等のフレコンバッグ等による保管管理が杜撰であることは、大雨時に度々河川等への流出が確認されて問題となっており、安全性の担保がされない。		○処理後物について、環境省が引き取りを行うまでの間は、JESCO 北海道事業所内で安全に保管されることとなります。環境省としては、引き取り時の天候等を確認し、引き取りや運搬の過程で災害等により流出することがないように、十分に注意します。	1
4-12	【スライド7について】 高濃度 PCB 廃棄物からは含有されている PCB が気化して大気中に飛散する可能性が考えられるにもかかわらず、その影響調査がこれまで十分に行われていない。プレハブ倉庫内の保管状況を見る限りでは、PCBの気化対策が十分に取られているとはいえない状況である。		○PCB の気化対策として、プレハブ倉庫内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物については、ドラム缶やペール缶に密閉して保管しています。また、体積が大きいコンデンサーについては、PCB 油が漏れていないことを確認しています。	1
4-13	【スライド8について】 保管PCB廃棄物の種類について、安定器の個数及び「PCB汚染物」の		○PCB 汚染物等とは、PCB 油を拭き取ったウエス、PCB 油が付着した繊維、安定器から取り出されている小型のコンデンサーをドラム缶に封入したものです。	1

	種類並びに「等」に含まれるPCB廃棄物について、具体的な種類と数量の表記がない。		現時点（令和3年9月末時点）では、安定器は1,258台、PCB汚染物等は3缶保管されております。	
4-14	【スライド8について】 掘り起こし調査はどの地域及び事業所等に対していつまで実施が予定されているのか、明らかにされたい。		○掘り起こし調査は、対策地域内に所在する全ての事業所に対して行っており、変圧器・コンデンサーについては令和3年度まで、安定器・PCB汚染物等については令和4年度まで実施する予定です。	1
4-15	【スライド9について】 表面汚染密度が4Bq/cm <sup>2</sup> を超えるPCB廃棄物の取扱いについては、具体的にどのような措置が講じられるのかを明らかにされたい。		○福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物については、全ての機器の拭き取りを行った上で、表面汚染密度を測定可能な全ての面を測定するとともに、特異的に表面汚染密度が高い側面については、作業の安全確保を前提とした可能な範囲で、削り取りを行います。それでも4Bq/cm <sup>2</sup> を超える機器については、JESCO北海道事業所には持ち込みません。	1
4-16	【スライド7について】 保管庫内における放射能濃度の測定結果の明記がない。		○福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物は、外側が金属で覆われており、内部にはPCB油が存在することから、破碎・混合して放射能濃度を測定することはできません。また、原発事故により放射性物質が付着している可能性があるのは、これらの機器の表面のみです。このため、これら全ての機器を対象に表面汚染密度を測定することとしており、これにより、放射性物質の影響を把握することができます。	1
4-17	【スライド8について】 現在保管されている機器に付着ないしは内部に浸透（浸潤）している放射性物質の濃度測定が行われていない。			1
4-18	【スライド9について】 表面汚染密度の測定のみでは不十分であり、濃度測定を行うべきである。これまでの調査で、表面汚染密度と濃度との相関性についての把握がされているのであれば、その結果を示されたい。		○特定廃棄物の処理の基準のうち、特定廃棄物収集運搬基準（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成23年環境省令第33号）第23条）では、「特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。」とされており、環境省としては、この基準を遵守することはもちろんのこと、トラック周	1
4-19	【スライド10について】 トラックに収納されるPCB廃棄物中の放射性物質の濃度測定を行うべきである。また、空間線量率の測定は、トラックの各部位から1m離れた測定では安全性が担保されない。			1

4-20	【スライド 10 について】 トラックに収納保管する一連の作業工程での飛散が無いかのチェックと放射能濃度の測定を行うべきである。		<p>圃の空間線量率とその周辺の空間線量率が変わらないことを確認することとしています。</p>	1
4-21	【スライド 11 について】 前項のトラック周辺の測定にも関係するが、トラックの全面・後面・両側面の空間線量率の測定だけでは不十分であり、トラックの全周囲及び荷台積載物の上方部位の距離別の線量率の測定をされたい。			1
4-22	【スライド 11 について】 輸送時の交通事故等の危険リスクの評価を行うべきである。		<p>○環境省は、学識経験者とともに、特定廃棄物の運搬時の安全性の評価を行っています。その結果では、運搬する特定廃棄物に含まれる放射性物質の濃度を 50,000Bq/kg と仮定し、事故により道路に散乱した特定廃棄物による被ばく線量を評価したところ、例えば、周辺の公衆（成人）が受ける外部被ばく線量が 0.00018mSv という結果が得られています。この度運搬をする福島県内対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、全て「表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup>」以下であることを確認することとしており、放射性物質の濃度が 50,000Bq/kg を大きく下回ることから、被ばく線量は十分に低いと評価されます。</p> <p>○なお、運搬時においては、高濃度 PCB 廃棄物としてのリスクにも注意する必要があり、他の高濃度 PCB 廃棄物と同様に「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従って安全対策を講じてまいります。</p>	1
4-23	【スライド 12 について】 「処理に要する期間は、変圧器・コンデンサーで 2 日程度、安定器・PCB 汚染物等で 1 日程度の予定」となっているが、コンデンサーなど、抜油、解体、洗浄工程、液処理（分解）は福島県対策地域内の対象物のみ単独処理		○具体的な処理の日程については、JESCO とよく相談をしていきたいと考えておりますが、可能な限り、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物を単独で処理したいと考えています。	2

	<p>の日程を組むのか、それとも通常のトランスやコンデンサ等と混合処理するのか？</p> <p>何らかの問題が発生した場合の対処のためにも、単独処理が望ましいのではないか？</p>			
4-24	<p>【スライド 12 について】</p> <p>PCB 廃棄物の種類の中で特に安定器の処理は北九州事業所等でも問題が発生しており、その対策について明らかにされたい。</p>		<p>○JESCO の事業所での事故・トラブルについては、各地域の監視円卓会議等で説明するとともに、JESCO のホームページで公開されています。</p>	1
4-25	<p>【スライド 12 について】</p> <p>以前、東京事業所内での PCB 処理の過程で、PCB の漏えい等により作業者の被ばく事故が発生し、数か月処理が実施されなかったことがあると記憶しているが、その詳細な経緯と実態及び講じた対策について明らかにされたい。</p>		<p>○東京事業所で平成 18 年に発生したトラブルの概要及び再発防止策については、JESCO の HP (下記 URL) において公表していますので、ご参照ください。</p> <p><a href="https://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/topics2.html">https://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/topics2.html</a></p>	1
4-26	<p>【スライド 13 について】</p> <p>すべての測定の結果については、直ちに公表するとともに、近隣住民等への周知及び丁寧な説明についてはどのように行うのかを説明されたい。</p>		<p>○JESCO 北海道事業所での空間線量率の測定結果等については、環境省ホームページ (下記 URL) において公表する予定です。</p> <p><a href="http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html">http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html</a></p>	1
4-27	<p>【スライド 14 及び 15 について】</p> <p>バックグラウンド状況の確認のため、令和 3 年 5 月に実施した空間線量率の測定値だけでなく、その時点での対象物中の放射能濃度の測定結果も明らかにされたい。</p>		<p>○スライド 22・23 のとおり、令和 3 年 5 月時点の JESCO 北海道事業所の排気中の放射能濃度については、いずれも検出下限値未満 (検出下限値: 1.0Bq/m<sup>3</sup>) でした。</p>	1
4-28	<p>【スライド 14 及び 15 について】</p> <p>空間線量率の測定位置の表記がないので、地上からの測定位置ごとの線量率を明らかにされたい。</p>		<p>○バックグラウンドの空間線量率の測定位置と測定結果については、スライド 22・23 にお示ししております。</p>	1

4-29	<p>【スライド 16 について】 福島県内の「仮設焼却炉」の焼却物中の放射能濃度及びその焼却時の排気ガス中の放射能濃度の連続測定結果、及び周辺土壌（最大着地濃度地点までの）の測定結果を明らかにされたい。</p>		<p>○スライド 24 で紹介をしている安達地方の仮設焼却施設について、運営期間中に生じた焼却灰の放射能濃度や、排ガス中の放射能濃度などの測定結果については、環境省ホームページ（下記 URL）において公表しております。なお、排ガス中の放射能濃度は全て ND（検出下限値未満）であり、放射性物質が外部に放出されることはなく、周辺土壌の放射能濃度は測定しておりません。 <a href="http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/specified_waste/processing_adachi.html">http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/specified_waste/processing_adachi.html</a></p>	1
4-30	<p>【スライド 13 について】 「周辺住民の安全・安心の確保」のためには、事前に十分な説明（リスクコミュニケーション）及び漏えい等の事故時における周知方法、避難方法等についての説明を行う予定があるのか。</p>		<p>○JESCO 北海道事業所での処理時においては、空間線量率及び排気中の放射能濃度の測定を行い、万一異常が確認された場合は速やかに処理を停止し、周辺住民に影響を及ぼすことのないよう迅速に対応します。具体的な対応については、JESCO 北海道事業所と検討を進めてまいります。</p>	1
4-31	<p>【スライド 16 について】 鮫川村に設置された「仮設焼却炉」で少なくとも 2 回の爆発事故が発生しており、その排出されたプルームが北茨城市内に設置された放射能モニタリングステーションに到達したと思われる時間帯での濃度が通常値よりも高くなっていることが、その場所を通過した住民によって確認されているが、この事実を環境省は把握していなかったため、環境省が主張する安全性の確認が十分に信頼されるものとなっていないことが問題である。 今後、事故が起こらないとの保証はなく、万が一にも事故が起きた際の地域住民への周知方法と安全対策などについてその詳細を明らかにされ</p>			1

	たい。			
4-32	<p>【スライド 17 について】</p> <p>「処理により生じた残渣 (処理後物) は環境省が引き取り、環境省の責任で処理」とされているが、具体的にはどのような処理を行うのかを明らかにされたい。</p>		<p>○コンデンサーから発生する処理後物は金属、紙類、廃油・廃アルカリ、安定器・PCB 汚染物等から発生する処理後物はスラグ、ばいじんになります。これらは、JESCO 北海道事業所で平時から処理しているコンデンサーや安定器等を処理した後に生じるものと、同様の性状となります。</p> <p>○それぞれの処理後物は、福島県の対策地域内の仮置場に運搬した上で、他の対策地域内廃棄物と併せて処理を行う予定です。</p> <p>○具体的な処理方法として、金属は安全性を確認した上での再生利用、紙類は環境省仮設焼却施設での処理、廃油・廃アルカリは専用の施設での処理、スラグ及びばいじんは特定廃棄物埋立処分施設での埋立処分を想定しています。</p>	1
4-33	<p>【スライド 25 について】</p> <p>線量限度年間 1 ミリシーベルト以下なら累積しても生涯 100 ミリシーベルト未満で「被ばくによる発がんリスクは極めて小さく、生活環境中の他の発がん要因の中に隠れてしまい、放射線が原因と認識されることが国際的な認識」との記載を撤回してほしい。</p>	<p>・線量限度の勧告をしている ICRP は、2007 年勧告の (62) で「がんの場合、約 100 mSv 以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している」としている。「不確実性の存在」を「極めて小さく」「隠れてしまい」「認識されない」というように曲解あるいは誤解している。ICRP もリスクの証拠があるとしているため、少なくとも読者に誤解させる記述である。</p>	<p>○スライド 33 は、放射線管理等の多くの専門家・有識者に確認や助言をいただき、関係省庁において取りまとめた「放射線リスクに関する基礎的情報 (2020 年 5 月内閣府ほか)」を元に作成したものです。</p>	1
4-34	<p>【スライド 26 について】</p> <p>「1m の距離に 24 時間 365 日立ち続けた時の被ばく線量は約 0.03mSv」とある。原子炉等規制法や障害防止法において放射性汚染物としての措置を必要としない濃度限度を誘導する元の年間 0.01mSv を 3 倍も超えている。法令上の規制も受けるべきで、安全性が十分確保されているとも言えないため、p. 21 で「安全性が十分確保されている物品として、法令上規</p>		<p>○スライド 29 では、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準である「表面汚染密度 4Bq/cm<sup>2</sup>」以下の物品は、安全性が十分確保されている物品として、法令上規制を受けないことを説明しています。</p> <p>○スライド 34 では、今回搬入を行うことを考えている高濃度 PCB 廃棄物による被ばく線量について、最も被ばくをしやすい作業員に対して過大な評価を行った場合であっても、年間 0.03mSv と推定されとしています。一般公衆である周辺住民については、JESCO 北海道事業所から離れた位置に住宅があるこ</p>	1

	制を受けるものではございません」としているのは誤りではないか。		と、放射線は倉庫の壁などにより遮蔽されることから、影響が極めて小さくなり、健康への影響はございません。	
	<b>5. その他意見</b>			
5-1	「放射性物質汚染対処特措法」で処理するという説明がなかったために誤解が生じ、監視円卓会議や住民説明会は物別れのようになっている。このような状態では市民は正確な理解に基づくパブリックコメントへの意見表明は難しい。9月17日のパブリックコメント期限の延長を求める。	・対策地域内のもはすべて国の責任で処理するから、PCB 廃棄物も「放射性物質汚染対処特措法」で処理すると言えば論理は通る。PCB 監視円卓会議でも住民説明会でも食い違った議論が行われた。	○本件のパブリックコメントでは、30 日以上の十分な期間を設けて意見を募集しております。引き続き住民説明会での説明等を通じて、御理解が得られるように努めてまいります。	1
5-2	JESCO 北海道事業所において最近事故があり、このような施設で放射性物質を含むものを処理することに懸念がある。	・本年8月13日に事故があり、PCB 漏えいはなかったとのことだが、その件について公表されていない。 ・多重の安全管理対策をとっているとはいえ、やはり事故やトラブルは起きてしまう。PCB 廃棄物の処理期限が迫る中、何はともあれ安全第一、周辺環境の安全はもとより、作業員の安全確保を第一に適切な処理推進を切に願う	○高濃度 PCB 廃棄物の処理は、安全最優先で進めていくことが何より重要であると認識しています。このため、一つ一つの事故やトラブルの再発防止対策を講じ、安全対策を徹底した上で進めてまいります。その上で、処理時においては、空間線量率及び排気中の放射能濃度の測定を行い、万一異常が確認された場合は速やかに処理を停止し、周辺住民に影響を及ぼすことのないよう迅速に対応します。	5
5-3	北海道新聞の6月30日付け「室蘭に搬入の福島第1PCB廃棄物 苫小牧で再処理方針」 配信記事では、「北海道PCB処理事業所が、PCB除去後の金属くずなどを室蘭市外に搬出して再処理する方針、搬出先は苫小牧市内の産業廃棄物処理業者となる見通し」となっていたが、この「再処理」とはどういうことか？	参照： <a href="https://www.hokkaido-np.co.jp/article/561384">https://www.hokkaido-np.co.jp/article/561384</a>	○福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理後物については、環境省において引き取り、他の対策地域内廃棄物と併せて処理を行うこととしており、苫小牧市の施設で処理を行う予定はございません。	1
5-4	東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、「PCB 廃棄物処理事業検討委		○放射性物質汚染対処特措法第9条のとおり、東京電力福島第一原子力発電所内の廃棄物については、東京電力が処理することとされており、国において具	1

	員会」や「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」などに、高濃度 PCB 廃棄物の「未処理分」として種類や保管量など報告はされているのか。 委員会などで処理の是非を検討した形跡が見えないが、それらは処理期限までに処理の見通しは立っているのか		体的な処理方法を検討するものではありません。	
5-5	東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物を東電が無害化処理するのであれば、処理方法や処理工程を公表すべき。		○東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物については、東京電力に処理責任があるもので、JESCO 北海道事業所に持ち込まれることはありませんが、東京電力がどのように処理を行っていくか、環境省としても確認してまいりたいと考えております。	1
5-6	室蘭・各地で今後進める JESCO の予算を、被災されている福島の方々の生活支援金の項目に移して支給することが重要。		○御意見として承ります。	1



品名	枝番号	測定月日	表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )								
			バックグラウンド	平均値(6面)	①表面	②裏面	③側面-1	④側面-2	⑤上面	⑥底面	
1	コンデンサ 65	6月28日	0.18	0.28	0.43	0.18	0.29	0.17	0.44	0.16	
2	コンデンサ 66	6月28日	0.18	0.18	0.13	0.16	0.19	0.17	0.23	0.19	
3	コンデンサ 171	6月24日	0.19	0.18	0.14	0.14	0.17	0.17	0.22	0.21	
4	コンデンサ 172	6月24日	0.19	0.18	0.21	0.15	0.15	0.19	0.26	0.15	
5	コンデンサ 173	6月24日	0.19	0.17	0.13	0.18	0.19	0.15	0.16	0.18	
6	コンデンサ 174	6月24日	0.19	0.26	0.19	0.22	0.44	0.18	0.33	0.21	
7	コンデンサ 175	6月25日	0.19	0.21	0.15	0.13	0.21	0.17	0.32	0.32	
8	コンデンサ 176	6月25日	0.19	0.23	0.16	0.25	0.18	0.17	0.32	0.32	
9	コンデンサ 177	6月24日	0.19	0.18	0.15	0.15	0.19	0.17	0.28	0.16	
10	コンデンサ 181	6月25日	0.19	0.17	0.21	0.18	0.15	0.15	0.19	0.15	
11	コンデンサ 182	6月25日	0.19	0.18	0.15	0.24	0.15	0.16	0.19	0.18	
12	浦尻-009	5月20日	0.17	0.17	0.16	0.18	0.19	0.21	0.17	0.13	
13	C-047	5月20日	0.17	0.16	0.14	0.17	0.16	0.16	0.21	0.13	
14	C-048	5月20日	0.17	0.14	0.09	0.16	0.11	0.15	0.15	0.17	
15	コンデンサ102	7月30日	0.22	0.28	0.23	0.44	0.22	0.26	0.31	0.22	
16	コンデンサ 4	7月30日	0.53	0.30	0.32	0.24	0.25	0.30	0.43	0.28	
17	コンデンサ 5	6月25日	0.53	0.36	0.31	0.42	0.34	0.37	0.42	0.32	
18	コンデンサ 16	7月30日	0.53	0.35	0.48	0.34	0.32	0.29	0.41	0.29	
19	コンデンサ 26	6月25日	0.53	0.31	0.30	0.28	0.32	0.31	0.36	0.26	
20	C-001	1	6月25日	0.24	0.25	0.22	0.28	0.25	0.18	0.34	0.21
21	C-001	2	7月2日	0.30	0.29	0.21	0.35	0.26	0.30	0.30	0.30
22	C-001	3	7月7日	0.56	0.49	0.45	0.49	0.49	0.54	0.50	0.48
23	C-001	4	6月25日	0.29	0.23	0.21	0.18	0.20	0.24	0.30	0.21
24	C-001	5	6月29日	0.38	0.27	0.25	0.24	0.25	0.30	0.30	0.29
25	C-001	6	7月2日	0.25	0.17	0.17	0.11	0.19	0.19	0.14	0.23
26	C-001	7	6月24日	0.66	0.55	0.47	0.37	0.43	0.46	0.78	0.78
27	C-001	8	6月30日	0.36	0.38	0.37	0.40	0.45	0.38	0.38	0.28
28	C-002		6月29日	0.38	0.28	0.20	0.24	0.29	0.28	0.34	0.30
29	安定器等(コンデンサ3kg未満 32)	5月26日	0.19	0.22	0.18	0.17	0.26	0.21	0.23	0.24	
30	安定器等(コンデンサ3kg未満 370)	5月25日	0.21	0.20	0.17	0.18	0.18	0.21	0.22	0.23	
31	安定器等(コンデンサ3kg未満 371)	5月25日	0.21	0.19	0.23	0.21	0.14	0.19	0.20	0.19	
32	安定器等(コンデンサ3kg未満 372)	5月25日	0.21	0.17	0.19	0.15	0.19	0.19	0.16	0.16	
33	安定器等(コンデンサ3kg未満 373)	5月25日	0.21	0.21	0.23	0.20	0.21	0.19	0.22	0.22	
34	安定器等(コンデンサ3kg未満 374)	5月25日	0.21	0.25	0.19	0.18	0.25	0.27	0.32	0.27	
35	安定器等(コンデンサ3kg未満 375)	5月25日	0.21	0.30	0.27	0.19	0.23	0.22	0.64	0.25	
36	安定器等(コンデンサ3kg未満 352)	5月25日	0.21	0.21	0.18	0.20	0.22	0.23	0.22	0.22	
37	安定器等(コンデンサ3kg未満 353)	5月25日	0.21	0.21	0.19	0.22	0.20	0.17	0.27	0.22	
38	安定器等(コンデンサ3kg未満 2-8-D-84 540)	5月24日	0.17	0.22	0.14	0.23	0.19	0.25	0.32	0.20	
39	安定器等(コンデンサ3kg未満 2-8-D-84 541)	5月24日	0.17	0.26	0.18	0.43	0.24	0.26	0.23	0.22	
40	安定器等(コンデンサ3kg未満 2-8-D-84 513)	5月24日	0.17	0.24	0.16	0.17	0.25	0.21	0.46	0.23	
41	安定器等(コンデンサ3kg未満 2-8-D-84 549)	5月24日	0.17	0.19	0.21	0.20	0.18	0.21	0.19	0.17	
42	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-10)	6月1日	0.21	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
43	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-11)	6月1日	0.21	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
44	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-12)	6月1日	0.21	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
45	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-13)	6月1日	0.21	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
46	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-14)	6月1日	0.21	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
47	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-21)	5月26日	0.19	0.21	0.20	0.18	0.22	0.28	0.23	0.18	
48	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-22)	5月26日	0.19	0.21	0.20	0.21	0.23	0.22	0.20	0.17	
49	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-23)	5月26日	0.19	0.22	0.20	0.19	0.24	0.24	0.29	0.18	
50	安定器等(コンデンサ3kg未満 浦尻-24)	5月26日	0.19	0.23	0.17	0.20	0.24	0.24	0.28	0.23	
51	安定器等(コンデンサ3kg未満 301)	7月30日	0.23	0.36	0.31	0.26	0.88	0.24	0.25	0.24	
52	安定器等(コンデンサ3kg未満 42)	5月31日	0.24	0.30	0.29	0.32	0.31	0.26	0.40	0.22	
53	安定器等(コンデンサ3kg未満 43)	5月31日	0.24	0.29	0.27	0.22	0.27	0.26	0.40	0.30	
54	安定器等(コンデンサ3kg未満 44)	5月31日	0.24	0.31	0.25	0.30	0.26	0.26	0.49	0.27	
55	安定器等(コンデンサ3kg未満 49)	5月31日	0.24	0.29	0.24	0.22	0.23	0.21	0.55	0.27	
56	安定器等(コンデンサ3kg未満 132)	5月31日	0.24	0.37	0.64	0.29	0.31	0.29	0.29	0.42	
57	安定器 58	5月28日	0.18	0.20	0.20	0.21	0.18	0.17	0.21	0.21	
58	安定器 59	5月25日	0.21	0.26	0.43	0.23	0.24	0.22	0.20	0.25	
59	安定器 60	5月28日	0.18	0.23	0.19	0.23	0.25	0.23	0.21	0.25	
60	安定器 61	6月1日	0.21	0.22	0.25	0.20	0.21	0.17	0.23	0.23	
61	安定器 62	6月1日	0.21	0.19	0.15	0.18	0.18	0.19	0.17	0.27	
62	安定器 63	6月1日	0.21	0.17	0.21	0.19	0.16	0.14	0.16	0.19	
63	安定器 64	6月1日	0.21	0.23	0.21	0.20	0.23	0.26	0.23	0.27	
64	安定器 67	1	6月1日	0.21	0.20	0.21	0.20	0.18	0.17	0.18	0.28
65	安定器 67	2	5月28日	0.18	0.20	0.21	0.22	0.23	0.17	0.15	0.23
66	安定器 67	3	5月28日	0.18	0.19	0.18	0.20	0.18	0.17	0.17	0.22

	品名	枝番号	測定月日	表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )							
				バックグラウンド	平均値(6面)	①表面	②裏面	③側面-1	④側面-2	⑤上面	⑥底面
67	安定器 67	4	5月28日	0.18	0.19	0.18	0.18	0.17	0.18	0.17	0.28
68	安定器 67	5	5月28日	0.18	0.21	0.22	0.21	0.18	0.20	0.23	0.24
69	安定器 67	6	6月1日	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.17	0.19
70	安定器 67	7	6月1日	0.21	0.18	0.19	0.18	0.16	0.16	0.19	0.20
71	安定器 67	8	5月28日	0.18	0.21	0.18	0.18	0.20	0.24	0.20	0.26
72	安定器 67	9	6月1日	0.21	0.16	0.16	0.16	0.14	0.16	0.16	0.17
73	安定器 67	10	5月28日	0.18	0.19	0.15	0.19	0.19	0.19	0.18	0.22
74	安定器 68		5月28日	0.18	0.18	0.18	0.16	0.16	0.16	0.21	0.20
75	安定器 A-001	1	6月2日	0.22	0.45	0.92	0.25	0.27	0.34	0.48	0.42
76	安定器 A-001	2	6月2日	0.22	0.43	0.28	0.28	0.32	0.59	0.48	0.60
77	安定器 A-001	3	6月2日	0.22	0.41	0.48	0.32	0.22	0.43	0.58	0.46
78	安定器 A-001	4	6月2日	0.22	0.37	0.35	0.24	0.45	0.34	0.45	0.42
79	安定器 A-001	5	6月2日	0.22	0.33	0.35	0.21	0.25	0.22	0.51	0.43
80	安定器 A-001	6	7月30日	0.22	0.31	0.29	0.28	0.24	0.19	0.43	0.44
81	安定器 A-001	7	6月2日	0.22	0.55	0.31	0.77	0.65	0.63	0.46	0.50
82	安定器 A-001	8	6月2日	0.22	0.40	0.30	0.28	0.51	0.32	0.59	0.37
83	安定器 A-002-01		5月25日	0.21	0.20	0.17	0.18	0.19	0.19	0.23	0.21
84	安定器 A-002-02		5月25日	0.21	0.19	0.18	0.16	0.24	0.20	0.20	0.14
85	安定器 A-003	1	5月26日	0.19	0.43	0.51	0.33	0.35	0.37	0.64	0.37
86	安定器 A-003	2	5月26日	0.19	0.28	0.26	0.26	0.25	0.28	0.31	0.31
87	安定器 A-003	3	7月30日	0.19	0.37	0.19	0.31	0.35	0.35	0.53	0.49
88	安定器 A-003	4	5月26日	0.19	0.31	0.30	0.32	0.34	0.26	0.29	0.34
89	安定器 A-003	5	5月26日	0.19	0.39	0.43	0.37	0.34	0.48	0.32	0.42
90	安定器 A-004		5月24日	0.17	0.18	0.14	0.22	0.17	0.18	0.17	0.23
91	安定器 A-005		5月24日	0.17	0.24	0.22	0.20	0.26	0.31	0.28	0.17
92	安定器 A-006-01		5月25日	0.21	0.22	0.22	0.23	0.20	0.18	0.24	0.23
93	安定器 A-006-02		5月25日	0.21	0.18	0.18	0.15	0.18	0.15	0.21	0.20
94	安定器 A-006-03		5月25日	0.21	0.19	0.20	0.16	0.19	0.24	0.23	0.16
95	安定器 A-006-04		5月25日	0.21	0.18	0.19	0.16	0.17	0.16	0.21	0.16
96	安定器 A-006-05		5月24日	0.17	0.17	0.21	0.13	0.19	0.16	0.18	0.17
97	安定器 A-007		5月24日	0.17	0.17	0.13	0.18	0.16	0.17	0.21	0.16
98	安定器 浦尻-001	1	6月1日	0.21	0.21	0.21	0.18	0.19	0.23	0.24	0.22
99	安定器 浦尻-001	2	6月1日	0.21	0.19	0.19	0.18	0.15	0.17	0.22	0.21
100	安定器 浦尻-001	3	7月2日	0.22	0.23	0.22	0.20	0.25	0.28	0.22	0.22
101	安定器 浦尻-001	4	7月2日	0.22	0.21	0.23	0.20	0.20	0.24	0.22	0.19
102	安定器 浦尻-001	5	7月2日	0.22	0.23	0.19	0.23	0.22	0.22	0.28	0.26
103	安定器 浦尻-001	6	7月2日	0.22	0.23	0.22	0.15	0.27	0.30	0.19	0.23
104	安定器 浦尻-001	7	7月19日	0.19	0.24	0.22	0.25	0.25	0.28	0.24	0.21
105	安定器 浦尻-001	8	7月19日	0.19	0.23	0.21	0.21	0.22	0.25	0.23	0.27
106	安定器 浦尻-001	9	7月19日	0.19	0.24	0.25	0.17	0.26	0.26	0.25	0.25
107	安定器 浦尻-001	10	7月19日	0.19	0.24	0.21	0.20	0.26	0.26	0.24	0.26
108	安定器 浦尻-001	11	7月19日	0.19	0.22	0.21	0.19	0.22	0.23	0.26	0.21
109	安定器 浦尻-001	12	7月19日	0.19	0.22	0.20	0.18	0.25	0.23	0.23	0.22
110	安定器 浦尻-002	1	6月1日	0.21	0.20	0.19	0.19	0.24	0.19	0.21	0.20
111	安定器 浦尻-002	2	6月1日	0.21	0.19	0.17	0.21	0.19	0.21	0.18	0.20
112	安定器 浦尻-002	3	7月20日	0.18	0.24	0.21	0.26	0.26	0.25	0.23	0.24
113	安定器 浦尻-002	4	7月20日	0.18	0.26	0.28	0.27	0.27	0.27	0.25	0.24
114	安定器 浦尻-002	5	7月20日	0.18	0.24	0.23	0.24	0.30	0.31	0.19	0.20
115	安定器 浦尻-002	6	7月20日	0.18	0.25	0.21	0.22	0.30	0.28	0.26	0.25
116	安定器 浦尻-002	7	7月20日	0.18	0.25	0.24	0.22	0.29	0.29	0.24	0.25
117	安定器 浦尻-002	8	7月20日	0.18	0.23	0.25	0.23	0.21	0.23	0.22	0.24
118	安定器 浦尻-002	9	7月21日	0.18	0.22	0.20	0.22	0.24	0.23	0.23	0.19
119	安定器 浦尻-002	10	7月21日	0.18	0.25	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	0.31
120	安定器 浦尻-002	11	7月21日	0.18	0.19	0.20	0.19	0.21	0.20	0.18	0.17
121	安定器 浦尻-002	12	7月21日	0.18	0.24	0.19	0.20	0.26	0.25	0.28	0.28
122	安定器 C-003	1	7月1日	0.24	0.30	0.23	0.25	0.29	0.32	0.38	0.33
123	安定器 C-003	2	7月1日	0.24	0.25	0.22	0.28	0.29	0.24	0.23	0.24
124	安定器 C-003	3	7月1日	0.24	0.30	0.22	0.25	0.29	0.36	0.35	0.30
125	安定器 C-003	4	7月2日	0.22	0.27	0.22	0.22	0.29	0.30	0.29	0.29
126	安定器 C-003	5	7月2日	0.22	0.25	0.22	0.25	0.26	0.26	0.25	0.28
127	安定器 C-003	6	7月2日	0.22	0.24	0.23	0.20	0.19	0.26	0.31	0.27
128	安定器 C-003	7	5月25日	0.21	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17	0.18	0.21
129	安定器 C-003	8	5月25日	0.21	0.18	0.12	0.16	0.19	0.19	0.22	0.22
130	安定器 C-003	9	5月25日	0.21	0.19	0.20	0.19	0.18	0.17	0.22	0.17
131	安定器 C-003	10	5月25日	0.21	0.18	0.20	0.19	0.21	0.18	0.17	0.17
132	安定器 C-003	11	5月25日	0.21	0.19	0.19	0.20	0.21	0.17	0.16	0.19

	品名	枝番号	測定月日	表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )							
				バックグラウンド	平均値(6面)	①表面	②裏面	③側面-1	④側面-2	⑤上面	⑥底面
133	安定器 C-003	12	5月25日	0.21	0.22	0.19	0.21	0.23	0.23	0.25	0.22
134	安定器 C-003	13	5月25日	0.21	0.17	0.18	0.22	0.15	0.18	0.12	0.20
135	安定器 C-003	14	5月25日	0.21	0.21	0.18	0.21	0.20	0.22	0.20	0.24
136	安定器 C-003	15	5月25日	0.21	0.16	0.14	0.14	0.14	0.19	0.16	0.18
137	安定器 C-003	16	5月25日	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.22	0.21	0.19
138	安定器 C-004	1	6月22日	0.24	0.22	0.25	0.22	0.21	0.24	0.19	0.19
139	安定器 C-004	2	6月22日	0.24	0.22	0.19	0.22	0.19	0.23	0.26	0.22
140	安定器 C-004	3	6月22日	0.24	0.22	0.20	0.17	0.21	0.26	0.26	0.26
141	安定器 C-004	4	6月22日	0.24	0.23	0.24	0.19	0.25	0.24	0.21	0.21
142	安定器 浦尻-007	1	6月28日	0.18	0.23	0.24	0.23	0.26	0.23	0.24	0.18
143	安定器 浦尻-007	2	6月28日	0.18	0.26	0.18	0.23	0.31	0.32	0.24	0.26
144	安定器 浦尻-007	3	6月28日	0.18	0.26	0.28	0.20	0.29	0.28	0.25	0.23
145	安定器 浦尻-007	4	6月29日	0.22	0.29	0.25	0.29	0.31	0.35	0.30	0.26
146	安定器 浦尻-007	5	6月29日	0.22	0.25	0.18	0.19	0.26	0.30	0.27	0.29
147	安定器 浦尻-007	6	6月29日	0.22	0.26	0.24	0.26	0.27	0.30	0.26	0.23
148	安定器 浦尻-007	7	6月29日	0.22	0.28	0.23	0.27	0.32	0.32	0.26	0.29
149	安定器 浦尻-007	8	6月29日	0.22	0.26	0.26	0.22	0.21	0.28	0.29	0.30
150	安定器 浦尻-007	9	6月29日	0.22	0.26	0.24	0.25	0.26	0.29	0.30	0.24
151	安定器 浦尻-007	10	6月29日	0.22	0.27	0.25	0.28	0.30	0.25	0.26	0.30
152	安定器 浦尻-007	11	6月29日	0.22	0.28	0.24	0.23	0.29	0.30	0.34	0.30
153	安定器 浦尻-007	12	6月29日	0.22	0.27	0.22	0.22	0.25	0.32	0.32	0.30
154	安定器 浦尻-007	13	6月30日	0.24	0.24	0.19	0.22	0.29	0.26	0.23	0.22
155	安定器 浦尻-007	14	6月30日	0.24	0.27	0.23	0.23	0.28	0.29	0.32	0.25
156	安定器 浦尻-007	15	6月30日	0.24	0.25	0.22	0.23	0.27	0.30	0.27	0.24
157	安定器 浦尻-007	16	6月30日	0.24	0.23	0.20	0.19	0.24	0.25	0.26	0.23
158	安定器 浦尻-007	17	6月30日	0.24	0.26	0.25	0.24	0.24	0.26	0.27	0.27
159	安定器 浦尻-007	18	6月30日	0.24	0.28	0.24	0.23	0.31	0.34	0.29	0.25
160	安定器 浦尻-007	19	7月1日	0.24	0.29	0.24	0.21	0.30	0.34	0.36	0.29
161	安定器 浦尻-007	20	7月1日	0.24	0.24	0.19	0.23	0.23	0.25	0.27	0.26
162	安定器 浦尻-007	21	7月1日	0.24	0.27	0.22	0.19	0.32	0.30	0.33	0.29
163	安定器 浦尻-007	22	7月1日	0.24	0.26	0.23	0.23	0.26	0.26	0.29	0.28
164	安定器 浦尻-008	1	6月23日	0.20	0.24	0.21	0.28	0.23	0.26	0.22	0.24
165	安定器 浦尻-008	2	6月23日	0.20	0.23	0.19	0.24	0.25	0.25	0.20	0.24
166	安定器 浦尻-008	3	6月23日	0.20	0.20	0.22	0.23	0.15	0.19	0.22	0.20
167	安定器 浦尻-008	4	6月23日	0.20	0.20	0.19	0.19	0.22	0.18	0.23	0.19
168	安定器 浦尻-008	5	6月23日	0.20	0.26	0.22	0.20	0.23	0.19	0.47	0.23
169	安定器 浦尻-008	6	6月23日	0.20	0.22	0.20	0.22	0.22	0.25	0.22	0.24
170	安定器 浦尻-008	7	6月23日	0.20	0.22	0.22	0.22	0.24	0.22	0.22	0.23
171	安定器 浦尻-008	8	6月23日	0.20	0.21	0.22	0.19	0.26	0.22	0.20	0.21
172	安定器 浦尻-008	9	6月23日	0.20	0.22	0.22	0.18	0.25	0.22	0.23	0.23
173	安定器 浦尻-008	10	6月28日	0.18	0.23	0.19	0.23	0.25	0.23	0.22	0.24
174	安定器 浦尻-008	11	6月28日	0.18	0.29	0.25	0.25	0.32	0.32	0.31	0.27
175	安定器 浦尻-008	12	6月28日	0.18	0.25	0.22	0.25	0.25	0.30	0.25	0.24
176	安定器 浦尻-008	13	7月21日	0.18	0.22	0.25	0.25	0.21	0.21	0.19	0.21
177	安定器 浦尻-008	14	7月21日	0.18	0.26	0.23	0.27	0.27	0.28	0.26	0.23
178	安定器 浦尻-008	15	7月21日	0.18	0.20	0.18	0.18	0.21	0.18	0.22	0.22
179	安定器 浦尻-008	16	7月26日	0.18	0.25	0.22	0.26	0.24	0.25	0.31	0.20
180	安定器 浦尻-008	17	7月26日	0.18	0.29	0.28	0.26	0.33	0.31	0.32	0.25
181	安定器 浦尻-008	18	7月26日	0.18	0.25	0.25	0.26	0.28	0.24	0.25	0.23
182	安定器 浦尻-008	19	7月26日	0.18	0.21	0.18	0.24	0.18	0.22	0.23	0.19
183	安定器 浦尻-008	20	7月26日	0.18	0.22	0.18	0.17	0.24	0.26	0.28	0.22
184	安定器 浦尻-008	21	7月26日	0.18	0.26	0.19	0.19	0.30	0.30	0.25	0.31
185	安定器 53		5月31日	0.24	0.24	0.30	0.26	0.25	0.25	0.20	0.21
186	安定器 A	1	7月29日	0.24	0.25	0.26	0.24	0.25	0.23	0.27	0.26
187	安定器 A	2	7月29日	0.24	0.26	0.28	0.26	0.28	0.22	0.24	0.26
188	安定器 A	3	7月29日	0.24	0.26	0.22	0.21	0.24	0.28	0.28	0.32
189	安定器 A	4	7月29日	0.24	0.25	0.26	0.21	0.25	0.24	0.25	0.32
190	安定器 A	5	7月30日	0.26	0.33	0.43	0.27	0.37	0.33	0.30	0.27
191	安定器 A	6	7月30日	0.26	0.31	0.37	0.29	0.30	0.29	0.28	0.31
192	安定器 A	7	7月30日	0.26	0.32	0.44	0.27	0.23	0.37	0.32	0.30
193	安定器 A	8	7月30日	0.26	0.29	0.32	0.28	0.35	0.25	0.34	0.21
194	安定器 A	9	7月30日	0.26	0.34	0.49	0.31	0.27	0.28	0.35	0.32
195	安定器 A	10	7月30日	0.26	0.30	0.34	0.26	0.29	0.31	0.32	0.29
196	安定器 28	1	5月27日	0.38	0.46	0.40	0.44	0.38	0.39	0.46	0.69
197	安定器 28	2	5月27日	0.38	0.45	0.45	0.55	0.39	0.38	0.44	0.47
198	安定器 28	3	5月27日	0.38	0.46	0.40	0.42	0.42	0.47	0.45	0.62

	品名	枝番号	測定月日	表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )							
				バックグラウンド	平均値(6面)	①表面	②裏面	③側面-1	④側面-2	⑤上面	⑥底面
199	安定器 28	4	5月27日	0.38	0.47	0.47	0.44	0.39	0.43	0.55	0.53
200	安定器 28	5	5月27日	0.38	0.48	0.45	0.48	0.43	0.43	0.48	0.59
201	安定器 28	6	5月27日	0.38	0.48	0.42	0.42	0.47	0.48	0.55	0.55
202	安定器 28	7	5月27日	0.38	0.47	0.42	0.44	0.41	0.41	0.49	0.63
203	安定器 38		5月27日	0.38	0.49	0.53	0.46	0.72	0.42	0.42	0.41
204	安定器 39		5月27日	0.38	0.45	0.43	0.44	0.41	0.42	0.57	0.45
205	安定器 40		5月27日	0.38	0.40	0.40	0.39	0.38	0.42	0.41	0.43
206	ネオントランス 41	1	5月27日	0.38	0.48	0.40	0.49	0.39	0.43	0.43	0.71
207	ネオントランス 41	2	5月27日	0.38	0.47	0.42	0.53	0.42	0.42	0.40	0.65
208	ネオントランス 41	3	5月27日	0.38	0.59	0.56	0.50	0.41	0.41	0.72	0.91
209	ネオントランス 41	4	5月27日	0.38	0.45	0.41	0.39	0.32	0.41	0.41	0.76
210	ネオントランス 41	5	5月27日	0.38	0.49	0.41	0.40	0.41	0.44	0.53	0.73
211	ネオントランス 41	6	5月27日	0.38	0.43	0.41	0.39	0.45	0.28	0.45	0.58
212	安定器 31	1	7月28日	0.34	0.33	0.31	0.31	0.37	0.36	0.30	0.31
213	安定器 31	2	7月28日	0.34	0.31	0.27	0.38	0.19	0.36	0.27	0.38
214	安定器 31	3	7月28日	0.34	0.35	0.31	0.32	0.31	0.41	0.34	0.37
215	安定器 31	4	7月28日	0.34	0.34	0.36	0.41	0.38	0.34	0.28	0.27
216	安定器 31	5	7月29日	0.18	0.36	0.37	0.31	0.40	0.35	0.34	0.39
217	安定器 31	6	7月29日	0.18	0.30	0.32	0.32	0.30	0.31	0.29	0.25
218	安定器 31	7	7月29日	0.18	0.32	0.36	0.29	0.28	0.30	0.35	0.34
219	安定器 31	8	7月29日	0.18	0.32	0.36	0.30	0.31	0.31	0.35	0.29
220	安定器 31	9	7月28日	0.34	0.38	0.41	0.39	0.41	0.39	0.34	0.35
221	安定器 31	10	7月28日	0.34	0.37	0.38	0.40	0.40	0.35	0.34	0.34
222	安定器 31	11	7月28日	0.34	0.38	0.38	0.40	0.39	0.38	0.30	0.44
223	安定器 31	12	7月28日	0.34	0.37	0.35	0.34	0.43	0.41	0.30	0.40
224	安定器 31	13	7月29日	0.18	0.37	0.39	0.33	0.40	0.44	0.34	0.34
225	安定器 31	14	7月29日	0.18	0.36	0.41	0.34	0.35	0.35	0.35	0.38
226	安定器 31	15	7月29日	0.18	0.37	0.32	0.38	0.38	0.41	0.36	0.36
227	安定器 31	16	7月29日	0.18	0.36	0.35	0.35	0.31	0.38	0.39	0.36
228	安定器 2-9-D-103	1	8月23日	0.17	0.22	0.20	0.21	0.18	0.18	0.30	0.27
229	安定器 2-9-D-103	2	8月23日	0.17	0.24	0.19	0.17	0.22	0.22	0.45	0.21
230	安定器 容器63-1		9月17日	0.17	0.32	0.25	0.29	0.34	0.33	0.45	0.26
231	安定器 1-4-A-116		8月23日	0.17	0.19	0.20	0.17	0.18	0.21	0.20	0.18
232	安定器 1-2-A-78		9月17日	0.17	0.34	0.29	0.39	0.29	0.27	0.53	0.31
233	安定器 2-18-L-253		8月23日	0.17	0.19	0.17	0.22	0.21	0.17	0.16	0.19
234	安定器 1-8-A-185		8月23日	0.17	0.17	0.21	0.16	0.17	0.18	0.15	0.15
235	安定器 容器67-1		8月24日	0.17	0.19	0.19	0.18	0.22	0.14	0.23	0.20
236	安定器 容器67-2		8月23日	0.17	0.21	0.20	0.28	0.22	0.22	0.17	0.18
237	安定器 容器68-1		8月24日	0.17	0.24	0.23	0.27	0.26	0.28	0.19	0.21
238	安定器 容器68-2		8月24日	0.17	0.26	0.30	0.39	0.25	0.21	0.21	0.20
239	安定器 容器68-3		8月24日	0.17	0.20	0.22	0.19	0.17	0.21	0.19	0.20
240	安定器 R3/7/28-2		8月24日	0.17	0.23	0.17	0.21	0.24	0.30	0.22	0.23
241	安定器 1-30-R-85-1		8月24日	0.17	0.28	0.46	0.17	0.22	0.23	0.34	0.24
242	安定器 1-30-R-85-2		8月24日	0.17	0.30	0.62	0.24	0.25	0.22	0.21	0.26
243	安定器 1-13-G-21		8月24日	0.17	0.20	0.17	0.24	0.18	0.20	0.14	0.25
244	安定器 2-24-R-97		8月24日	0.17	0.20	0.24	0.21	0.15	0.20	0.19	0.23
245	安定器 R3/8/26-1		8月27日	0.18	0.20	0.17	0.19	0.19	0.22	0.25	0.19
246	安定器 R3/8/26-2		8月27日	0.18	0.21	0.19	0.19	0.20	0.19	0.25	0.24
247	安定器 R3/8/26-3		8月27日	0.18	0.21	0.19	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21
248	安定器 R3/8/26-4		8月27日	0.18	0.20	0.20	0.17	0.21	0.18	0.23	0.19
249	安定器 R3/8/26-5		8月27日	0.19	0.18	0.16	0.17	0.18	0.19	0.19	0.19
250	安定器 R3/8/26-6		8月27日	0.19	0.19	0.21	0.17	0.19	0.17	0.21	0.19
251	安定器 トランス置場71		9月21日	0.18	0.35	0.35	0.27	0.23	0.59	0.27	0.37
252	安定器 トランス置場72		9月17日	0.18	0.40	0.26	0.25	0.71	0.28	0.45	0.45
253	安定器 トランス置場73		9月21日	0.18	0.27	0.32	0.34	0.19	0.18	0.24	0.36
254	安定器 トランス置場74		8月30日	0.18	0.48	0.25	0.90	0.34	0.23	0.67	0.47
255	安定器 トランス置場75		9月21日	0.18	0.38	0.62	0.36	0.31	0.42	0.24	0.35
256	安定器 トランス置場77		8月30日	0.18	0.54	0.48	0.46	0.33	0.86	0.80	0.33
257	安定器 容器F 2-25-R-124	1	9月17日	0.19	0.33	0.28	0.76	0.24	0.24	0.23	0.22
258	安定器 容器F 2-25-R-124	2	9月17日	0.19	0.32	0.27	0.51	0.23	0.24	0.26	0.41
259	安定器 FA-001		8月31日	0.16	0.18	0.19	0.18	0.18	0.17	0.18	0.20
260	安定器 FA-002		8月31日	0.16	0.20	0.21	0.18	0.21	0.18	0.18	0.22
261	安定器 FA-024		8月31日	0.16	0.34	0.25	0.32	0.24	0.33	0.61	0.31
262	安定器 FA-025		8月31日	0.16	0.20	0.17	0.25	0.19	0.20	0.22	0.19
263	安定器 FA-026		8月31日	0.16	0.23	0.21	0.19	0.39	0.18	0.21	0.20
264	安定器 FA-036		8月31日	0.18	0.19	0.20	0.18	0.19	0.18	0.20	0.21

	品名	枝番号	測定月日	表面汚染密度 (Bq/cm <sup>2</sup> )							
				バックグラウンド	平均値(6面)	①表面	②裏面	③側面-1	④側面-2	⑤上面	⑥底面
265	安定器 容器30-11-1		8月31日	0.18	0.19	0.20	0.18	0.20	0.19	0.17	0.17
266	安定器 容器30-11-2		8月31日	0.18	0.19	0.18	0.20	0.19	0.17	0.21	0.18
267	安定器 容器9-141		8月31日	0.18	0.20	0.19	0.19	0.22	0.18	0.21	0.20
268	安定器 容器23-40		8月31日	0.18	0.19	0.18	0.19	0.18	0.17	0.22	0.18
269	安定器 トランス置場100		9月6日	0.18	0.23	0.21	0.19	0.21	0.24	0.22	0.30
270	安定器 トランス置場101		9月6日	0.18	0.22	0.20	0.21	0.23	0.21	0.17	0.30
271	安定器 トランス置場102		9月6日	0.18	0.33	0.22	0.33	0.36	0.28	0.49	0.28
272	安定器 ベール缶29 646		9月3日	0.18	0.23	0.19	0.23	0.20	0.29	0.30	0.18
273	安定器 ベール缶29 663		9月3日	0.18	0.20	0.14	0.29	0.21	0.19	0.18	0.19
274	安定器 トランス置場57		9月6日	0.18	0.21	0.21	0.20	0.18	0.19	0.20	0.26
275	安定器 トランス置場58		9月2日	0.23	0.19	0.22	0.18	0.15	0.16	0.21	0.25
276	安定器 トランス置場59		9月2日	0.23	0.19	0.19	0.19	0.18	0.20	0.15	0.22
277	安定器 トランス置場60		9月2日	0.23	0.17	0.12	0.15	0.18	0.17	0.19	0.22
278	安定器 トランス置場61		9月2日	0.23	0.21	0.20	0.16	0.19	0.23	0.21	0.26
279	安定器 トランス置場62		9月2日	0.23	0.21	0.19	0.19	0.19	0.22	0.16	0.29
280	安定器 トランス置場63		9月2日	0.23	0.19	0.18	0.21	0.21	0.16	0.19	0.19
281	安定器 トランス置場64		9月2日	0.23	0.19	0.22	0.19	0.19	0.17	0.20	0.19
282	安定器 トランス置場65		9月2日	0.23	0.19	0.19	0.19	0.18	0.16	0.21	0.20
283	安定器 トランス置場68		9月3日	0.18	0.40	0.28	0.43	0.23	0.19	0.76	0.53
284	安定器 トランス置場69		9月3日	0.18	0.33	0.19	0.26	0.17	0.18	0.84	0.32
285	安定器 容器E-80		9月1日	0.17	0.20	0.18	0.21	0.20	0.22	0.19	0.20
286	安定器 容器E-81	1	9月1日	0.17	0.21	0.20	0.25	0.20	0.18	0.19	0.22
287	安定器 容器E-81	2	9月1日	0.17	0.24	0.18	0.22	0.19	0.20	0.26	0.37
288	安定器 容器E-81	3	9月1日	0.17	0.22	0.19	0.19	0.24	0.21	0.19	0.29
289	安定器 容器E-81	4	9月1日	0.17	0.24	0.19	0.21	0.19	0.21	0.25	0.39
290	安定器 容器51-21		9月17日	0.17	0.31	0.68	0.25	0.24	0.28	0.21	0.20
291	安定器 容器24	44	9月1日	0.17	0.23	0.23	0.25	0.25	0.24	0.22	0.17
292	安定器 容器24	45	9月1日	0.17	0.21	0.22	0.20	0.20	0.19	0.23	0.23
293	安定器 容器24	55	9月1日	0.17	0.23	0.22	0.23	0.26	0.24	0.21	0.23
294	安定器 相20049-25		9月6日	0.23	0.24	0.21	0.20	0.18	0.22	0.29	0.35
295	安定器 R3/7/30	10	9月6日	0.23	0.24	0.31	0.25	0.21	0.21	0.22	0.25
296	安定器 R3/7/30	11	9月6日	0.23	0.23	0.21	0.20	0.25	0.21	0.26	0.26
297	安定器 R3/7/30	12	9月7日	0.23	0.23	0.26	0.23	0.24	0.22	0.21	0.24
298	安定器 R3/7/30	13	9月7日	0.23	0.25	0.25	0.22	0.26	0.23	0.26	0.26
299	安定器 R3/7/30	14	9月6日	0.23	0.23	0.20	0.20	0.25	0.25	0.29	0.21
300	安定器 R3/7/30	15	9月6日	0.23	0.22	0.21	0.22	0.20	0.22	0.25	0.25
301	安定器 R3/7/30	16	9月8日	0.21	0.25	0.25	0.39	0.21	0.22	0.23	0.20
302	安定器 R3/7/30	17	9月8日	0.21	0.24	0.23	0.25	0.25	0.29	0.21	0.23
303	安定器 20058-62		9月7日	0.23	0.21	0.20	0.19	0.22	0.20	0.22	0.21
304	安定器 FMI-A-73		9月7日	0.23	0.21	0.21	0.21	0.23	0.21	0.21	0.21
305	安定器 20122	1	9月7日	0.23	0.26	0.25	0.27	0.26	0.25	0.25	0.26
306	安定器 20122	2	9月7日	0.23	0.22	0.21	0.23	0.22	0.22	0.22	0.22
307	安定器 20122	3	9月7日	0.23	0.22	0.21	0.23	0.24	0.22	0.20	0.22
308	安定器 20122	4	9月7日	0.23	0.23	0.21	0.23	0.26	0.25	0.23	0.22
309	安定器 20122	5	9月8日	0.21	0.32	0.23	0.66	0.24	0.26	0.26	0.24
310	安定器 20128-1		9月7日	0.23	0.25	0.23	0.20	0.26	0.26	0.29	0.25
311	安定器 20129-46		9月7日	0.23	0.24	0.24	0.21	0.23	0.22	0.25	0.29
312	安定器 20129-51		9月7日	0.23	0.23	0.24	0.22	0.24	0.23	0.23	0.24
313	安定器 20129-50		9月8日	0.21	0.28	0.24	0.22	0.22	0.30	0.26	0.46
314	安定器 相-20095-84		9月8日	0.21	0.26	0.24	0.22	0.23	0.27	0.24	0.33
315	安定器 20058-25		9月8日	0.21	0.33	0.23	0.66	0.23	0.27	0.24	0.33
316	安定器 FMI-63		9月8日	0.21	0.25	0.23	0.25	0.25	0.22	0.25	0.28
317	安定器 FMI-64		9月8日	0.21	0.23	0.21	0.20	0.23	0.23	0.22	0.25
	平均値(全体)			0.22	0.26						